

子ども自主活動支援事業実施要綱

川西市教育委員会

(趣旨)

第1条 本事業は、子どもたちが中心となったより魅力的なまちにするためのプロジェクトに対して支援を行うものであり、次の事項を目的とする。

- (1) 「児童の権利に関する条約」第12条^{注1)}に基づき、子どもたちの意見を表明する権利を保障する。
- (2) 子どもたちが自ら考え、計画し、自分たちの力でプロジェクトを実行していく中で、主体性を育む。
- (3) 子どもたちが、プロジェクト達成を目標に、互いを認め合い協働しながら思いを形にする中で、自治力を育む。
- (4) まちづくりへの参画を通して、次世代の“かわにし”を担う子どもたちを育成する。

注1) 「児童の権利に関する条約」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約で、1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効、日本は1994年に批准した。子ども人権を持つことを確認し、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」について定めている。

(実施内容)

第2条 本事業を行うにあたり、「かわにし子どもプロジェクトチーム」を立ち上げる。

2 「かわにし子どもプロジェクトチーム」は、子どもたちが、近未来の川西を創造するもので、子どもが住みたいまち“かわにし”にするための取組を提案し、形にするものである。

3 「かわにし子どもプロジェクトチーム」は、公募によって選出する。

(公募)

第3条 「かわにし子どもプロジェクトチーム」は、以下の通り公募する。

- (1) 応募条件を、川西市在住もしくは、在学の小学校4年生から高校2年生相当(義務教育を終え2年以内)の人とする。
- (2) 1チーム原則3~5名での応募とする。
- (3) 応募の際は、1チームで応募用紙を提出する。
- (4) 任期は1年とする。

(審査)

第4条 「かわにし子どもプロジェクトチーム」は、以下の審査により選出される。

- (1) 審査は、1次審査と2次審査とする。
- (2) 1次審査は事務局による書類審査とし、通過できるのは5チームとする。
- (3) 2次審査はプレゼンテーション審査とし、審査は子ども審査員3名と市長・教育長・教育委員1名・教育推進部長が行う。
- (4) 2次審査を通過し、「かわにし子どもプロジェクトチーム」として活動できるのは原則1チームとする。
- (5) 審査基準は別途定める。

(子ども審査員)

第5条 子ども審査員は、以下の通り募集する。

- (1) 川西市在住もしくは、在学の小学校4年生から高校3年生相当(義務教育を終え3年以内)の人と

する。

- (2) 小学校4～6年生から1名、中学校1～3年生から1名、高校1～3年生相当（義務教育を終え3年内）から1名とする。
- (3) 審査基準は別途定める。

（活動計画）

第6条 「かわにし子どもプロジェクトチーム」は、以下の予定で活動する。

- (1) 活動は、原則月に1～2回程度、土日等休日に行う。
- (2) 実施にあたり、追加人員を募集することができる。

附則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

（見直し）

- 2 市は、この要綱の施行の日から5年以内に、この要綱の運用及びこの要綱に基づく施策の実施状況等を勘案し、必要な見直しを行うものとする。

かわにし子どもプロジェクトチーム 活動計画予定

活動等	時期等	詳細
周知・公募	10~11月	広報かわにし 10月号・市HP掲載、学校・公民館等募集要項配布
		市内特小中高等学校訪問
1次審査	11月中	5チーム選出、合否通知
2次審査	12月中旬	1チーム選出
第1回	1月	事業説明・プロジェクト内容の確認、課題点の検討
第2回	2月	プロジェクト確定、追加人員募集開始、関係部署依頼
第3回	3月	追加人員確定、プロジェクトチームに合流、役割分担
第4回	4月	プロジェクト調整
第5回	5月	プロジェクト準備
第6回	6月	プロジェクト実行
第7回	7月	プロジェクト実行
第8回	8月	報告会

※活動の回数は、増減する場合がある。内容によっては、活動を継続することもあり得る。